

副本

令和3年（ネ）第247号 原状回復等請求控訴事件

控訴人兼被控訴人（一審原告） 今野秀則ほか

被控訴人兼控訴人（一審被告） 国ほか1名

### 第3準備書面

令和5年5月31日

仙台高等裁判所第1民事部 御中

被控訴人兼控訴人（一審被告）国指定代理人


富岡 宏 

齊藤 隆広 


宮尾 友里恵 


高橋 恒久 


遊佐 真子 


阿部 智史  代


田代 真琴 

進 藤 秋 博  代

吉 田 渡  代

宮 澤 政 範  代

佐 藤 仁 美  代

島 崎 雪 乃  代

第1	一審原告らの本件放射線量低下請求に係る訴えが不適法であること等	5
1	一審原告らの主張の要旨	5
2	一審被告国の反論	6
第2	除染に関する制度の概要等について	7
1	除染に関する法令等が制定されるに至った経緯について	7
2	除染に関する制度の概要について	8
	(1) 基本方針の策定、基本的事項の設定及び監視・測定の実施	8
	(2) 土壌等の除染等の措置に関する基本的な考え方等	8
	(3) 除染対象地域の区分、除染実施計画及び除染実施者等	10
	ア 除染特別地域	10
	イ 汚染状況重点調査地域	11
	ウ 土壌等の除染等の措置の基準等	12
3	帰還困難区域における除染について	12
4	除染対象地域に応じた除染の手続の概要、除染の実施状況等について	17
	(1) 除染特別地域（国直轄除染地域）	17
	(2) 汚染状況重点調査地域（市町村除染地域）	18
	(3) 特定復興再生拠点区域	19
	(4) 特定帰還居住区域	20
5	除染の方法について	20
	(1) 建物等の工作物	20
	(2) 道路	20
	(3) 農用地	21
	(4) 森林	22
	(5) その他の留意事項	23
6	除染の進捗状況と除染の効果について	24
	(1) 除染特別地域	24

(2) 汚染状況重点調査地域	25
(3) 特定復興再生拠点区域	25
第3 津島地区における除染の進捗状況について	26
1 はじめに	26
2 浪江町拠点計画における除染の位置づけについて	26
(1) 浪江町拠点計画が認定されるまでの経緯	26
(2) 浪江町拠点計画の内容について	26
3 特定復興再生拠点区域外とされた地域の整備について	29
4 各行政区の除染の進捗状況と今後の見通しについて	30
(1) 津島行政区	30
(2) 下津島行政区	30
(3) 南津島上行政区	30
(4) 南津島下行政区	31
(5) 羽附、赤字木、手七郎及び大昼の各行政区	31
第4 除染の状況に関する結語	31
第5 一審原告らの求釈明に対する回答	32
1 一審原告ら控訴審第9準備書面の第6の1に係る求釈明について	32
2 同準備書面の第6の2に係る求釈明について	32
3 一審原告ら控訴審第9準備書面の第6の3ないし5に係る求釈明について	32

一審被告国は、本準備書面において、一審原告らの2023（令和5）年1月12日付け第1審原告ら第9準備書面～第1審被告らの除染義務について～（以下「一審原告ら控訴審第9準備書面」という。）における一審原告らの主張に対し、必要な限度で反論するとともに（後記第1）、除染に関する制度の概要等及び津島地区における除染の進捗状況について、原審の口頭弁論終結後の事実経過をも踏まえて改めて整理した上で主張し（後記第2ないし第4）、同準備書面第6における一審原告らの求釈明に対し回答する（後記第5）。

なお、略語等は、本準備書面で新たに用いるもののほかは、従前の例による。

## 第1 一審原告らの本件放射線量低下請求に係る訴えが不適法であること等

### 1 一審原告らの主張の要旨

一審原告らは、一審被告国の除染義務の法的根拠について、原審以来、所有権に基づく妨害排除請求権、固有のふるさとで平穏に生活する権利としての人格権に基づく妨害排除請求権、更には原発を推進してきた一審被告らの不法行為に基づく作為義務としての除染義務を主張してきた旨整理し、「改めて、何故第1審原告ら（マ）は除染義務を負担するのかについて、新たに判明した事実も含めて主張を補充する。」とした上で主張を展開している（一審原告ら控訴審第9準備書面2ページ）。

その内容は、原子力損害賠償法上の責任の重大性、金銭賠償では損害の回復ができないこと、一審被告国の除染方針に問題があること、除染が実現不可能でないこと、津島地区における除染の現状について述べた後（同準備書面2ないし13ページ）、一審被告国には「環境保全義務」及び「除染計画実施義務」としての条理上の除染義務がそれぞれ認められるとした上で、その実定法上の根拠について、①憲法前文、13条及び29条、②災害対策基本法1条、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律4条のほか、武力攻撃事態等における国民の保護のた

めの措置に関する法律1条を挙げ、前記1の①及び②の各実定法につき一審被告国の除染義務が認められるとの解釈をすべき根拠の一つとして、一審被告国の先行行為を挙げるというものである。

## 2 一審被告国の反論

(1) 前記1の「除染義務」が一審原告らの主張する前記1の①及び②の各実定法上の根拠からどのように導かれるのかは判然とせず、また、一審被告国の「除染義務」及びこれに対応する一審原告らの請求権の具体的内容並びにこれらと一審原告らが原審から主張していた各請求権との関係も明らかではない。

もともと、一審原告らとその実定法上の根拠として主張するところを見ると、前記1の①の憲法の各規定は、従前から人格権ないし所有権に基づく請求権の根拠として述べられていたものであり、他方、前記1の②の法律の各規定は、いずれも個別の国民である一審原告らに一審被告国に対する「除染義務」の履行を求める具体的な請求権を付与したものと解し難い。この点、一審原告らは、一審被告国の先行行為の存在が、前記1の①及び②の実定法につき一審被告国の除染義務が認められるとの解釈をすべき根拠の一つである旨主張するが、前記「先行行為」が何を指すのか不明な上、それが前記1の①及び②の各実定法につき一審原告らの主張する解釈を採用すべき根拠となる理由も全く不明である。そうすると、原告らが一審被告国に対して除染等の措置を求める上で根拠とする請求権は、結局のところ、従前から主張されている3つの放射線量低下請求権と同一のものに帰着すると考えるほかない。

そして、一審原告らの主張する3つの放射線量低下請求権がいずれも認められないことについては、一審被告国原審答弁書、第41準備書面において主張したとおりである。

(2) この点をおくとしても、一審原告らの本件放射線量低下請求に係る訴えが、

抗告訴訟で争わなければならないものを通常の民事訴訟で争うことはできない点及び請求の特定を欠く点に照らし不適法であることについては、一審被告国控訴審答弁書のほか、一審被告国原審答弁書並びに一審被告国原審第7、22、41及び43準備書面において主張したとおりであり、これらの点は、一審原告ら控訴審第9準備書面の内容を踏まえても同様に当てはまる。

なお、一審原告らは、除染の方法が特定されていること、その方法による除染に効果があること及び放射線量を低下させるための除染は物理的に可能であることから、除染は実現不可能でないとして（一審原告ら控訴審第9準備書面8ないし12ページ）、これらを理由に一審原告らの放射線低下請求が請求の特定に欠けるところはないと主張するようであるが、同主張が失当であることについては、一審被告ら原審第43準備書面（16ないし19ページ）において述べたとおりである。

(3) よって、一審原告らの主張には理由がない。

## 第2 除染に関する制度の概要等について

### 1 除染に関する法令等が制定されるに至った経緯について

我が国においては、事故由来放射性物質（福島第一発電所事故によって同発電所から放出された放射性物質）による環境の汚染が生じたため、かかる環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することが喫緊の課題となった。このような状況を踏まえ、平成23年8月30日、放射性物質汚染対処特措法（「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」。平成23年法律第110号。）が公布された（乙C第12号証）。また、平成23年11月11日には、放射性物質汚染対処特措法7条1項に基づき、基本方針（放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方

針。乙C第13号証)が閣議決定され、土壌等の除染等の措置\*1)に関する基本的事項等が定められた。その後、放射性物質汚染対処特措法は、関連する政令及び省令等の整備を経て平成24年1月1日に全面施行され、その後、同法に基づき除染が実施されるようになった。

## 2 除染に関する制度の概要について

### (1) 基本方針の策定、基本的事項の設定及び監視・測定の実施

放射性物質汚染対処特措法は、環境大臣に対し、基本方針の案を作成し、閣議の決定を経ることや、この基本方針において、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処の基本的な方向、事故由来放射性物質による環境の汚染の状況についての監視及び測定に関する基本的事項、事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理に関する基本的事項、土壌等の除染等の措置に関する基本的事項等を定めることなどを求めている(同法7条1項、2項)。また、放射性物質汚染対処特措法は、国に対し、事故由来放射性物質による環境の汚染の状況を把握するための統一的な監視及び測定の体制を速やかに整備するとともに、自ら監視及び測定を実施することなどを求めている(同法8条1項)。

### (2) 土壌等の除染等の措置に関する基本的な考え方等

基本方針は、土壌等の除染等の措置に関する基本的事項として、以下のよう基本的な考え方を示している(基本方針4(1)[乙C第13号証4、5ページ])。

ア 土壌等の除染等の措置の対象には、土壌、工作物、道路、河川、湖沼、海岸域、港湾、農用地、森林等が含まれるが、これらは極めて広範囲にわ

---

\*1 「土壌等の除染等の措置」とは、事故由来放射性物質により汚染された土壌、草木、工作物等について講ずる当該汚染に係る土壌、落葉及び落枝、水路等に堆積した汚泥等の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置をいう(放射性物質汚染対処特措法2条3項)。



たるため、まずは、人の健康の保護の観点から必要である地域について優先的に特別地域内除染実施計画<sup>\*2</sup>又は除染実施計画<sup>\*3</sup>を策定し、線量に応じたきめ細かい措置を実施する必要がある。この地域の中でも特に成人に比べて放射線の影響を受けやすい子供の生活環境については優先的に実施することが重要である。また、事故由来放射性物質により汚染された地域には、農用地や森林が多く含まれている。農用地における土壌等の除染等の措置については、農業生産を再開できる条件を回復させるという点を配慮するものとする。森林については、住居等近隣における措置を最優先に行うものとする。

イ 土壌等の除染等の措置に係る目標値については、ICRPの2007年勧告、原子力安全委員会が平成23年7月19日に策定した「今後の避難解除、復興に向けた放射線防護に関する基本的な考え方について」等を踏まえて設定するものとする。

具体的には、以下のとおりである。

(ア) 追加被ばく線量（自然被ばく線量及び医療被ばく線量を除いた被ばく線量）が年間20ミリシーベルト以上である地域については、当該地域を段階的かつ迅速に縮小することを目指すものとする。ただし、線量が特に高い地域については、長期的な取組が必要となることに留意が必要である。

この目標については、土壌等の除染等の措置の効果、モデル事業の結

---

\*2 「特別地域内除染実施計画」とは、除染特別地域（その意義等については本文後記(3)ア参照）について、除染等の措置等（環境大臣が定めた当該除染特別地域に係る土壌等の除染等の措置並びに除去土壌の収集、運搬、保管及び処分。放射性物質汚染対処特措法25条1項）の実施に関する計画のことである（同法28条1項）。

\*3 「除染実施計画」の意義等については、本文後記(3)イ参照。

果等を踏まえて、今後、具体的な目標を設定するものとする。

(イ) 追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト未満である地域については、次の目標を目指すものとする。

- a 長期的な目標として追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下となること。
- b 平成25年8月末までに、一般公衆の年間追加被ばく線量を平成23年8月末と比べて、放射性物質の物理的減衰等を含めて約50パーセント減少した状態を実現すること。
- c 子供が安心して生活できる環境を取り戻すことが重要であり、学校、公園など子供の生活環境を優先的に除染することによって、平成25年8月末までに、子供の年間追加被ばく線量が平成23年8月末と比べて、放射性物質の物理的減衰等を含めて約60パーセント減少した状態を実現すること。

これらの目標については、土壌等の除染等の措置の効果等を踏まえて適宜見直しを行うものとする。

### (3) 除染対象地域の区分、除染実施計画及び除染実施者等

放射性物質汚染対処特措法は、以下のとおり、除染対象地域を、①除染特別地域と②汚染状況重点調査地域の二つに区分した上で、それぞれについて、除染の実施に関する計画を定め、この計画に基づき、環境省令で定める除染の基準に従って除染を実施することとしている。

#### ア 除染特別地域

環境大臣は、その地域及びその周辺の地域において検出された放射線量等からみてその地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染が著しいと認められることその他の事情から国が除染等の措置等を実施する必要がある地域として環境省令で定める要件に該当する地域を、「除染特別地域」として指定することができる（放射性物質汚染対処特措法25条1項）。

環境大臣は、除染特別地域を指定したときは、当該除染特別地域について、除染等の措置等を総合的かつ計画的に講ずるため、当該除染特別地域に係る除染等の措置等の実施に関する計画として、「特別地域内除染実施計画」を策定し（放射性物質汚染対処特措法 28 条 1 項）、国は、除染特別地域について、特別地域内除染実施計画に従って、除染等の措置等を実施しなければならない（同法 30 条 1 項）。

#### イ 汚染状況重点調査地域

環境大臣は、その地域及びその周辺の地域において検出された放射線量等からみて、その地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染状態が環境省令で定める要件に適合しないと認められ、又はそのおそれが著しいと認められる場合には、その地域を汚染状況重点調査地域（その地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について重点的に調査測定をすることが必要な地域。ただし、除染特別地域以外を除く。）として指定する（放射性物質汚染対処特措法 32 条 1 項）。

都道府県知事等（都道府県知事又は政令で定める市町村の長）は、汚染状況重点調査地域内の区域であって、調査測定の結果により事故由来放射性物質による環境の汚染状態が環境省令で定める要件に適合しないと認めるものについて、除染等の措置等を総合的かつ計画的に講ずるため、除染実施計画（当該都道府県又は市町村内の当該区域に係る除染等の措置等の実施に関する計画）を策定し、同計画においては、除染等の措置等の実施に関する方針、除染実施区域（同計画の対象となる区域）、除染実施者（除染等の措置等の実施者）及び当該実施者が除染等の措置等を実施する区域等を定める（放射性物質汚染対処特措法 36 条 1 項、2 項）。

除染実施者は、除染実施区域内の土地であって、国が管理する土地は国、都道府県が管理する土地は当該都道府県、市町村が管理する土地は当該市町村、環境省令で定める者が管理する土地は当該環境省令で定める者、こ

これらの土地以外の土地は当該土地が所在する市町村であるが、農用地又はこれに存する工作物、立木その他土地に定着する物件については、当該農用地が所在する市町村の要請により、当該農用地が所在する都道府県が除染実施者となることができる（放射性物質汚染対処特措法35条1項、2項）。そして、除染実施計画において除染実施者と定められた者が、同計画に従って除染等の措置等を実施する（同法38条1項）。

#### ウ 土壌等の除染等の措置の基準等

放射性物質汚染対処特措法40条1項は、除染特別地域又は除染実施区域に係る土壌等の除染等の措置を行う者は、環境省令で定める基準に従い、当該土壌等の除染等の措置を行わなければならないと定めており、これを受けて、同法施行規則（乙C第14号証）54条が、土壌等の除染等の措置の基準について具体的に規定している。

なお、放射性物質汚染対処特措法に基づいて講ぜられる措置は、関係原子力事業者<sup>\*4</sup>の負担の下に実施される（同法44条1項）。

### 3 帰還困難区域における除染について

- (1) 帰還困難区域とは、福島第一発電所事故後6年間を経過してもなお、年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれのある、平成24年3月時点で年間積算線量が50ミリシーベルト超の地域である（一審被告国原審第12準備書面第4の2(1)・36ページ参照）。

帰還困難区域は、その全域が除染特別地域に含まれているが、年間積算線量が50ミリシーベルト超と高線量であり、人の居住や立入りが制限されている区域であったため、環境省が平成24年1月26日に策定した「除染特別地域における除染の方針（除染ロードマップ）について」（乙C第15号

---

\*4 「関係原子力事業者」とは、事故由来放射性物質を放出した原子力事業者をいう（放射性物質汚染対処特措法2条1項）。

証)において、「帰還困難区域となる地域については、高線量の地域で除染モデル実証事業を実施し、その結果等を踏まえて対応の方向性を検討する」とされ、除染モデル実証事業等による局所的な除染が実施されるにとどまっていた(同号証3ページ)。

その後、帰還困難区域については、原子力災害対策本部及び復興推進会議が平成28年8月31日に策定した「帰還困難区域の取扱いに関する考え方」

(乙C第16号証)において、同区域のうち、5年を目途に、線量の低下状況も踏まえて避難指示を解除し、居住を可能とすることを目指す復興拠点を各市町村の実情に応じて適切な範囲で設定し、整備することとし、併せて、広域的なネットワークを構成する主要道路等について、安心して通行又は利用できるよう、除染等の整備を行い、整備に当たっては、除染とインフラ整備を一体的かつ効率的に行うという方針が示された(同号証1ページ「2. 帰還困難区域の取扱いに関する基本的な方針」)。

そして、このような方針を踏まえ、平成29年5月19日、福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)の一部を改正する法律(乙C第17号証)が公布・施行された。

(2) 福島特措法(同改正法による改正後の福島復興再生特別措置法)に基づく特定復興再生拠点区域<sup>\*5</sup>における除染は、以下の手続に従って行われる。

ア 特定避難指示区域(特定避難指示(現に避難指示であって福島特措法4条4号ロに掲げる指示であるもの)の対象となっている区域)をその区域に含む市町村の長は、福島復興再生基本方針<sup>\*6</sup>に即して、復興庁令で定め

---

\*5 「特定復興再生拠点区域」の意義等については、本文後記ア参照。

\*6 「福島復興再生基本方針」とは、政府が、福島特措法2条に規定する基本理念にのっとり、原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な方針として策定したものをいう(同法5条1項)。

るところにより、特定復興再生拠点区域復興再生計画（特定復興再生拠点区域（特定避難指示区域内の区域であって同法17条の2第1項各号に掲げる条件のいずれにも該当するもののうち、特定避難指示の解除により住民の帰還及び移住等を目指すもの）の復興及び再生を推進するための計画）を作成し、内閣総理大臣に対し、その認定を申請することができる（同項）。

前記の「特定復興再生拠点区域」とは、特定避難指示区域内の区域であって、①当該区域における放射線量が、当該特定避難指示区域における放射線量に比して相当程度低く、土壌等の除染等の措置を行うことにより、おおむね5年以内に、特定避難指示の解除に支障がないものとして復興庁令・内閣府令で定める基準以下に低減する見込みが確実であること、②当該区域の地形、交通の利便性その他の自然的社会的条件からみて、帰還する住民の生活及び地域経済の再建のための拠点となる区域として適切であると認められること、③当該区域の規模及び原子力発電所の事故の発生前の土地利用の状況からみて、計画的かつ効率的に公共施設その他の施設の整備を行うことができると認められること、という条件のいずれにも該当するもののうち、特定避難指示の解除により住民の帰還を目指すものをいう（福島特措法17条の2第1項各号）。

そして、内閣総理大臣は、福島特措法17条の2第1項の規定による申請があった特定復興再生拠点区域復興再生計画が同条6項各号所定の基準に適合すると認めるときは、その認定をすることとされている（同項）。

イ 環境大臣は、除染特別地域内の認定特定復興再生拠点区域<sup>\*7</sup>（特別地域内除染実施計画が定められている区域を除く。）においては、放射性物質

---

\*7 「認定特定復興再生拠点区域」とは、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画（内閣総理大臣から福島特措法17条の2第6項の認定を受けた特定復興再生拠点区域復興再生計画のこと。）に記載された特定復興再生拠点区域をいう（同法17条の7第1項）。

汚染対処特措法30条1項の規定にかかわらず、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に従って、土壌等の除染等の措置及び除去土壌の処理を行うことができる（福島特措法17条の17第1項）。土壌等の除染等の措置の実施に当たっては、福島特措法17条の2第1項1号及び同法施行規則（乙C第18号証）1条が定める基準に従わなければならない。

なお、福島特措法17条の17第1項の規定により環境大臣が行う土壌等の除染等の措置及び除去土壌の処理に要する費用等は、復興のステージに応じた新たなまちづくりとして実施するものであるため、国の負担とすることとされている（同条5項）。

(3) 現在国会に提出されている福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案が成立した場合、当該法律案により改正された後の福島特措法（以下「改正福島特措法」という。）に基づく特定帰還居住区域における除染は、以下の手続に従って行われることとなる（乙C第74号証）。

ア 改正福島特措法17条の2第1項に定めるもののほか、特定避難指示区域をその区域に含む市町村の長は、福島復興再生基本方針に即して、復興庁令で定めるところにより、特定復興再生拠点区域の区域その他復興庁令で定める区域を除く特定避難指示区域内の区域であって同法17条の9第1項各号に掲げる条件（以下の(ア)ないし(エ)）のいずれにも該当するもののうち、特定避難指示の解除による住民の帰還及び当該住民の帰還後の生活の再建を目指すもの（以下「特定帰還居住区域」という。）の復興及び再生を推進するための計画（以下「特定帰還居住区域復興再生計画」という。）を作成し、内閣総理大臣に対し、その認定を申請することができる（同項）。

(ア) 当該区域における放射線量を土壌等の除染等の措置を行うことにより特定避難指示の解除に支障がないものとして復興庁令・内閣府令で定める基準以下に低減させることができるものであること（1号）

- (イ) 当該区域における原子力発電所の事故の発生前の住民の居住の状況、交通の利便性その他の住民の生活環境からみて、一体的な日常生活圏を構成していたと認められ、かつ、帰還する住民が当該原子力発電所の事故の発生前における住居において生活の再建を図ることができることと認められること（2号）
- (ウ) 当該区域の規模及び原子力発電所の事故の発生前の土地利用の状況からみて、計画的かつ効率的に公共施設その他の帰還する住民の居住の安定の確保に必要な施設の整備を行うことができると認められること（3号）
- (エ) 当該特定避難指示区域市町村内の特定復興再生拠点区域（当該特定避難指示区域市町村の長が特定復興再生拠点区域復興再生計画を作成していない場合にあつては、当該特定避難指示区域市町村内の中心の市街地又は主要な集落の地域。以下この号において同じ。）との交通の利便性その他の自然的社会的条件からみて、当該特定復興再生拠点区域と一体的に復興及び再生を推進することができるものであることと認められること（4号）

イ 内閣総理大臣は、改正福島特措法17条の9第1項の規定による申請があつた特定帰還居住区域復興再生計画が同条第6項各号所定の基準に適合すると認めるときは、その認定をすることとされている（同項）。

ウ 環境大臣は、除染特別地域内の認定特定帰還居住区域（特別地域内除染実施計画が定められている区域を除く。）においては、放射性物質汚染対処特措法30条第1項の規定にかかわらず、認定特定帰還居住区域復興再生計画に従つて、土壌等の除染等の措置及び除去土壌の処理を行うことができる（改正福島特措法17条の23第1項）。

なお、改正福島特措法17条の23第1項の規定により環境大臣が行う土壌等の除染等の措置及び除去土壌の処理に要する費用等は、国の負担と



することとされている（同条第5項）。

#### 4 除染対象地域に応じた除染の手続の概要、除染の実施状況等について

以上のとおり、除染対象地域は、①放射性物質汚染対処特措法に基づき除染が実施される除染特別地域及び②汚染状況重点調査地域と、③福島特措法に基づき除染が実施される特定復興再生拠点区域の3種類に区分される。除染特別地域及び特定復興再生拠点区域については、国が除染の実施主体となり、汚染状況重点調査地域については、市町村長が除染の実施主体となる。

以下、それぞれの地域で実施されている除染の手続の概要について改めて整理するとともに、除染の実施状況等について説明する。

##### (1) 除染特別地域（国直轄除染地域）

除染特別地域の指定の要件は、「汚染廃棄物対策地域の指定の要件等を定める省令」（平成23年環境省令第34号。以下「指定要件省令」という。乙C第19号証）3条に規定されており、現在、除染特別地域として、旧警戒区域及び旧計画的避難区域に相当する10市町村（南相馬市、川俣町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村。このうち、南相馬市、川俣町及び川内村は一部地域のみ。）が指定されている（平成23年環境省告示第106号。乙C第20号証）。これらの地域を図示すると、以下の図1のオレンジ色で囲まれた範囲となる。

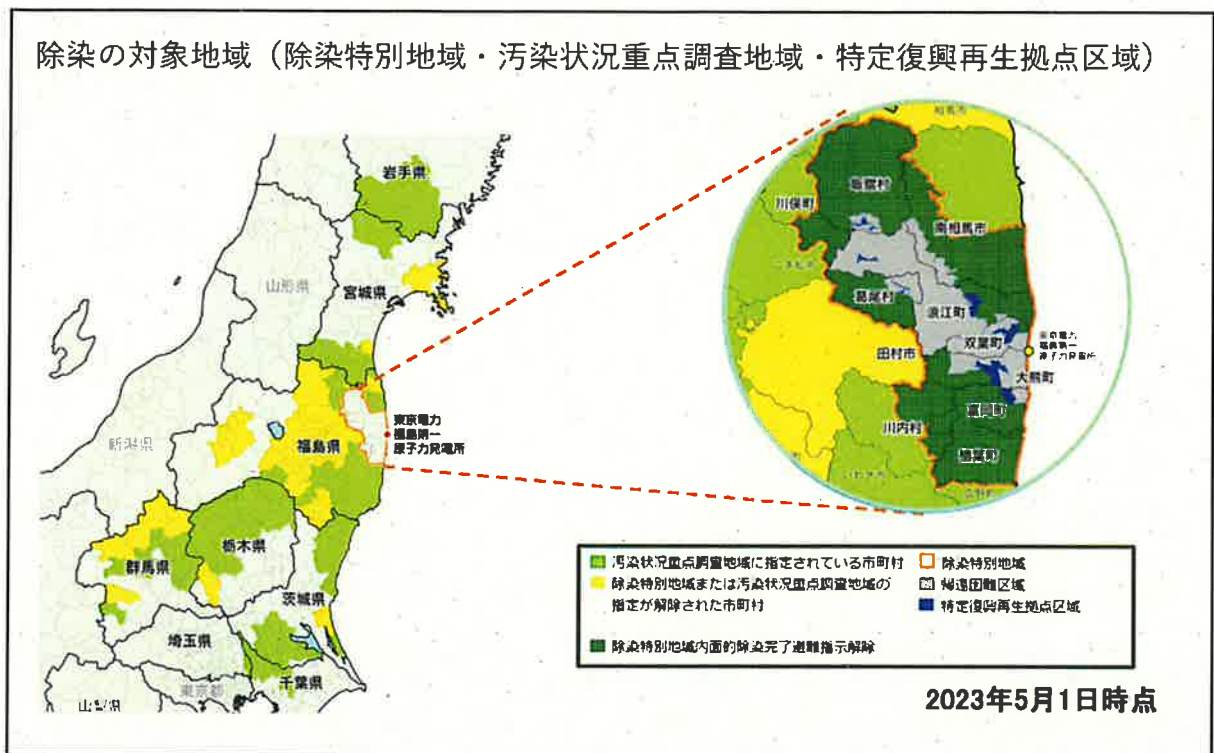


図1（同図は、乙C第75号証から引用した図である。）

除染特別地域では、環境大臣が定めた計画に従って、国（環境省）が直接除染を実施する。除染特別地域内（帰還困難区域を除く。）については、平成29年3月末までに面的除染<sup>\*8</sup>が完了している（乙C第2号証の2・90ページ）。この面的除染の総数・総面積は、宅地約2万3000件、農地約8700ヘクタール、森林約7800ヘクタール、道路約1500ヘクタールに及ぶ（乙C第22号証218ページ）。

## (2) 汚染状況重点調査地域（市町村除染地域）

汚染状況重点調査地域の指定の要件については、指定要件省令（乙C第19号証）4条において、1時間当たり0.23マイクロシーベルト以上の放

\*8 面的除染とは、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響の速やかな低減を目的とし、居住等生活圏の除染を一通り行うことをいう。

放射線量と規定されており、これまでに、福島県を含む8県（岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県及び千葉県）内に所在する104市町村が汚染状況重点調査地域として指定され、汚染状況の調査測定を経て、そのうち93市町村において、除染実施計画に基づいた除染が実施されている（乙C第23号証）。これらの地域を図示すると、前掲の図1の黄緑色と黄色で表示された範囲となる。

都道府県知事等により除染実施計画が策定された汚染状況重点調査地域では、同計画に従って、市町村等が除染を実施する。除染実施計画が策定された汚染状況重点調査地域については、平成30年3月末までに面的除染が完了している（乙C第2号証の2・90ページ）。この面的除染の戸数や面積は、8県内合計で、住宅56万6239戸、公共施設等2万3761施設、農地・牧草地3万2649ヘクタール、森林（生活圏）4778ヘクタール、道路2万4240キロメートルに及ぶ（乙C第23号証）。

### (3) 特定復興再生拠点区域

特定復興再生拠点区域として、これまでに6町村（富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村）の特定復興再生拠点区域復興再生計画が認定されており（乙C第21号証）、その範囲を図示すると、前掲の図1の青色部分となる。

特定復興再生拠点区域では、特定避難指示区域市町村の長が定めた特定復興再生拠点区域復興再生計画に従って、国（環境省）が除染を実施する。国は、平成29年12月から特定復興再生拠点区域の除染を実施しており、これが完了すれば、住民の追加被ばくの年間積算量が20ミリシーベルト以下になり、特定避難指示の解除に支障のない状態となるものと見込まれる（平成29年内閣府・復興庁令第1号〔乙C第24号証〕参照）。

浪江町についても、津島地区を含む3つの地区が特定復興再生拠点区域が設定され、後記第3の2のとおり、現在、同区域において、国（環境省）に

よる除染が実施されている。

#### (4) 特定帰還居住区域

改正福島特措法に基づき、特定帰還居住区域では、特定避難指示区域市町村の長が申請し認定された認定特定帰還居住区域復興再生計画に従って、国（環境省）が除染を実施することになる。

### 5 除染の方法について

放射性物質汚染対処特措法に基づく除染の基準は、前記2(3)ウのとおり、同法40条1項及び同法施行規則54条に規定されているところ、環境省は、市町村が個別に行う除染方法を統一し、効率的・効果的な除染を行うため、平成23年12月、当該基準に基づく除染の手法を事例等を用いて具体的に説明した「除染等の措置に係るガイドライン」（以下「除染ガイドライン」という。乙C第25号証）を策定・公表した（なお、除染ガイドラインは、平成25年5月に改訂され、その後、必要に応じて追補等がされている。）。この除染ガイドラインには、除染対象に応じた除染の手法が説明されているが、以下、その概要を述べる。

#### (1) 建物等の工作物

建物等の工作物の効果的な除染を行うためには、放射線量への寄与の大きい比較的高い濃度で汚染された場所を中心に除染作業を実施する必要がある。例えば、家屋や公共的な建物の屋根（屋上）や雨樋、側溝等には、放射性セシウムを含む落葉、苔、泥等が付着しているので、これらを除去することにより、放射線量の低減を図る。

除染の段階としては、まず、放射性セシウムが多く含まれている落葉等、手作業で比較的容易に除去できるものを取り除き、それでも除染効果が見られない場合、水での洗浄が可能な対象物については放水等による洗浄を行う。

（以上につき、乙C第25号証2-18ないし42ページ）

#### (2) 道路

道路の効率的な除染を行うためには、放射線量への寄与の大きい比較的高い濃度で汚染された場所を中心に除染作業を実施する必要がある。例えば、道脇や側溝、縁石には、放射性セシウムを含む泥、草、落葉等の堆積物がたまっていることが多いため、これらを除去することにより、放射線量の低減を図る。

除染の段階としては、まず、手作業等で比較的容易に除去できる堆積物を取り除き、それでも除染効果が見られない場合は、高圧水洗浄（例えば15メガパスカルの水圧による洗浄）や土地表面の被覆<sup>\*9</sup>、あるいは削り取り<sup>\*10</sup>を行う。

（以上につき、乙C第25号証2-58ないし72ページ）

### (3) 農用地

農用地の除染に当たっては、周辺住民に与える放射線量を低減させることに加えて、農業生産を再開できる条件を回復し、再び安全な農作物を提供できるように、土壌中の放射性物質の濃度を低減することが重要である。

福島第一発電所事故以降に耕起されている農用地では、表土に降着したセシウムが耕された田畑の土壌中に希釈、分散されているので、表土の剥ぎ取りではなく、反転耕<sup>\*11</sup>や深耕<sup>\*12</sup>等を行う<sup>\*13</sup>とともに、カリウムによる施肥等

---

\*9 放射性セシウムを含まない土で地表面を覆うこと。

\*10 表土を均質に削り取ること。

\*11 汚染された表層の土を下層に、下層の汚染のない土壌を表層に置くように土壌を反転させること。

\*12 土壌を深く耕すこと。

\*13 例えば、作土層が15センチメートルの農用地では、30センチメートルの深耕を行うことで表面から15センチメートルの範囲内に分布していた放射性物質が表面から30センチメートルの範囲内に希釈されるため、作土層の放射性セシウム濃度の低減及び放射線量の低減が期待できる（乙C第25号証2-96ページ）。

による農作物への吸収対策を行うこととしている。また、同事故以降に耕起されていない農用地では、除草した後、放射性セシウムがたまっている表層部分の土壌を削り取るのが適当であるが、土壌中の放射性セシウム濃度、現況地目、土壌の条件等を考慮して、表土剥ぎ取りに加えて、水による土壌攪拌・除去<sup>\*14</sup>や反転耕の手法を選択することも可能である。

(以上につき、乙C第22号証128ページ、乙C第25号証2-94ないし100ページ)

#### (4) 森林

住居等の近隣の森林については、森林周辺の居住者の生活環境における放射線量を低減する観点から、除染実証実験や空間線量率低減シミュレーション等に基づく知見を踏まえて、林縁から20メートル程度の範囲を目安<sup>\*15</sup>に、落葉等の堆積有機物の除去後の放射線量の低減状況を確認しつつ、除染の範囲を決定した上で、落葉等の堆積有機物の除去等を実施する。落葉等の堆積有機物の除去後においても、生活環境における放射線量の低減効果が得られない場合は、必要に応じて林縁から5メートルを目安に竹箒等を使用して地

---

\*14 表層土壌を攪拌（浅代かき）した後、細かい土粒子が浮遊している濁水をポンプにより強制排水し、ビニールシートで覆った沈砂池等において固液分離を行い、土粒子を回収すること。

\*15 森林除染に当たり、林縁から20メートル程度の範囲を目安に、落葉等の堆積有機物の除去後の放射線量の低減状況を確認することとしているのは、林縁の空間線量率の低減のための最適な除染範囲や除染方法の検証のために環境省が実施したモデル事業の結果から、林縁から10メートルまでは堆積有機物の除去が林縁の空間線量率の低減に効果的であるが、林縁から20メートル以遠の堆積有機物を除去しても、森林斜面の傾斜角や評価点の高さによらず、低減効果はほとんど変わらないという知見が得られたためである。また、日本原子力研究開発機構が実施したシミュレーション解析からも、林縁から5～10メートル程度の堆積有機物除去は林縁の空間線量率の低減に効果的であるが、林縁から20メートル以上堆積有機物を除去しても、森林斜面の傾斜角や評価点の高さによらず、更なる低減効果は見られないとの知見が得られた（乙C第26号証16ページ）。

積有機物残さの除去を実施する。

住居周辺の里山等の森林内の日常的に人が立ち入る場所については、地元  
の具体的な要望を踏まえて、現場の状況を勘案し、追加被ばく線量を低減す  
る観点から、対象範囲や実施方法等を検討し、除染を実施する。具体的には、  
ほだ場、炭焼場、キャンプ場、遊歩道・散策道・林道、休憩所、広場及び駐  
車場など、森林内の人々の憩いの場や人が立ち入る機会の多い場所について、  
立ち入り頻度や滞在時間、土壌流出のリスク等を勘案し、適切に除染を実施  
する。

(以上につき、乙C第25号証2-118ないし127ページ)

#### (5) その他の留意事項

除染ガイドラインでは、前記(1)ないし(4)のような除染対象ごとの除染の  
手法に加え、除染前後の放射線量の測定方法、除染作業に伴う公衆や作業員  
の被ばく低減措置、除染作業に伴う悪臭・騒音・振動の防止措置、除染に関  
する情報の記録方法などについても具体的に示されており、これらに従って、  
国や市町村等は、除染特別地域や汚染状況重点調査地域の除染を実施してい  
る。

なお、福島特措法に基づく特定復興再生拠点区域及び特定帰還居住区域に  
おける土壌等の除染等の措置の方法の基準は、同法17条の2第1項1号の  
委任を受けた同法施行規則1条により定められているところ、この基準は、  
放射性物質汚染対処特措法に基づく基準に準じたものとなっている。また、  
特定復興再生拠点区域を管内に有する町村長が策定した特定復興再生拠点区  
域復興再生計画では、「土壌等の除染等の措置及び除去土壌の処理」の項目  
が設けられており、当該項目において、国が、除染ガイドラインに従って、  
特定復興再生拠点区域において避難指示の解除に必要な範囲について土壌等  
の除染等の措置を行う旨が定められている（例えば、浪江町長が作成した特  
定復興再生拠点区域復興再生計画〔以下「浪江町拠点計画」という。乙C第

27号証の添付2]であれば、同計画14ページに記載されている。)

## 6 除染の進捗状況と除染の効果について

### (1) 除染特別地域

前記4(1)で述べたとおり、除染特別地域(帰還困難区域を除く。)においては、平成29年3月までに面的除染が完了している。平成29年6月までに実施した除染特別地域における除染実施後の事後モニタリング(除染後半年から1年後に、除染の効果が維持されているかを確認するために実施した調査)の結果によれば、空間線量率(地表面から1メートルの高さ)の平均値(約47.2万地点の測定結果の平均)は、除染前と比べて、宅地は73パーセント、農地は68パーセント、道路は61パーセント、森林は46パーセント、全体で65パーセントの低減率を示しており、面的除染の線量低減効果が確認されている(乙C第22号証26ページ)。

さらに、面的除染が完了した地域であっても、事後モニタリングの結果などを踏まえ、再汚染や取り残し等により除染の効果が維持されていない箇所が確認された場合には、①居住制限区域においては、除染後も宅地内で年間積算線量が20ミリシーベルト以下となることを確実に満たすとはいえないときに、その原因となっている箇所に限定して、事後モニタリングを待たず本格除染直後に、個々の現場の状況に応じたフォローアップ除染を実施し、②その他の地域においては、個々の現場の状況に応じて原因を可能な限り把握し、合理性や実施可能性を判断した上で、フォローアップ除染を実施している。その具体的な手法としては、宅地内の法尻、水みち、舗装面と未舗装面の境界等の削り取りや被覆等を中心とする手法を、現場の状況に応じて採用していくこととしており、当初の除染作業から、更におおむね約50パーセント程度の空間線量率の低減効果が確認されている。なお、フォローアップ除染は、除染特別地域においては平成29年3月末までに、汚染状況重点調査地域においては平成29年10月末までに、合計約1万軒実施されてい



る。

(以上につき、乙C第2号証の3・138ページ、乙C第22号証171ページ、乙C第28号証2及び3ページ)。

## (2) 汚染状況重点調査地域

前記4(2)で述べたとおり、汚染状況重点調査地域においては、平成30年3月までに面的除染が完了している。平成28年2月までに実施された福島県内の汚染状況重点調査地域における除染等の措置等の実施結果によれば、空間線量率(地表面から1メートルの高さ)の平均値は、除染前と比べて、宅地は42パーセント、学校・公園は55パーセント、森林は21パーセントの低減率を示しており、面的除染の線量低減効果が確認されている(乙C第23号証229ページ)。

また、汚染状況重点調査地域においても、前記(1)と同様に、必要に応じてフォローアップ除染が実施されている。

## (3) 特定復興再生拠点区域

特定復興再生拠点区域のうち、双葉町については平成29年12月に、大熊町については平成30年3月に、浪江町については同年5月に、富岡町については同年7月に、飯館村については同年9月に、葛尾村については同年11月に、それぞれ国(環境省)による除染が開始された。

そして、双葉町、大熊町及び富岡町の各町内に所在するJR東日本常磐線の駅(双葉駅、大野駅及び夜ノ森駅)及びその周辺の一部地域等については、令和元年12月までに除染が実施され、年間積算線量が20ミリシーベルト以下になることが確認されたため、JR東日本常磐線の全線開通にあわせて、令和2年3月に、避難指示が先行解除された(乙C第29号証)。

その後、除染等の事業が進み、葛尾村及び大熊町については令和4年6月に、双葉町については同年8月に、浪江町については令和5年3月に、富岡町については同年4月に、飯館村については同年5月に、避難指示が解除さ

れた。また、特定復興再生拠点区域においても、前記(1)及び(2)と同様に、必要に応じてフォローアップ除染が実施されている。

### 第3 津島地区における除染の進捗状況について

#### 1 はじめに

津島地区は、その全域が帰還困難区域に設定されており、浪江町拠点計画に従って、特定復興再生拠点区域に設定された区域を対象として除染が実施されている状況にある。

#### 2 浪江町拠点計画における除染の位置づけについて

##### (1) 浪江町拠点計画が認定されるまでの経緯

浪江町拠点計画は、福島特措法17条の2第1項に基づき、平成29年12月4日に浪江町長が作成し、同月22日に内閣総理大臣による認定を得たものである(乙C第27号証)。

##### (2) 浪江町拠点計画の内容について

ア 浪江町拠点計画は、帰還困難区域全体の避難指示解除に向け、合併前の旧町村に該当する室原地区、末森地区及び津島地区の三つの地区を拠点とする。室原地区は高速道路や幹線道路を中心とした物流・防災の要、末森地区は周辺地域との連携による農業再開エリア、津島地区は新たなまちづくりと交流エリアとして、それぞれ震災前にあった環境を取り戻し、住民の帰還や生業の再生を目指すこととしている。

浪江町拠点計画の区域面積は約661ヘクタール(森林・水面を除くと約450ヘクタール)である。計画実施期間は、令和5年3月までを予定している。浪江町拠点計画においては、特定復興再生拠点区域全般において、除染・家屋解体、道路、上水道等のインフラ復旧、農業水利施設の復旧整備、圃場整備等の事業を一体的に進め、避難指示の解除を目指すこととされている。早期に整備が完了した区域等から先行的に避難指示を解除

し、最終的な避難指示の解除は令和5年3月を目標とされていたところ、同月31日午前10時をもって、避難指示は解除されている。

浪江町拠点計画の実施及び完了によって、令和10年頃に、前記の三つの地区に居住する人口が1500人程度となることを目標としている。

(以上につき、乙C第27号証の添付1、添付2・2ないし4ページ)

イ 津島地区には、羽附、津島、下津島、南津島上、南津島下、赤字木、七郎及び大昼の八つの行政区があるところ、そのうち、津島、下津島、南津島上及び南津島下の四つの行政区は、その一部地域が特定復興再生拠点区域に設定されているが、残りの羽附、赤字木、手七郎及び大昼の四つの行政区については、当該行政区の全域が特定復興再生拠点区域に設定されていない。津島地区内の特定復興再生拠点区域を図示すると、以下の図2の緑色部分となる。

### 浪江町（津島地区）



除染の進捗については令和5年3月末時点

図2（同図は、乙C第76号証から引用したものである。）

なお、特定復興再生拠点区域をどの範囲とするかについては、浪江町が平成29年3月に策定した「浪江町復興計画【第二次】」（乙C第31号証）において、同町が帰還困難区域区長会等の町民との協議を経て決定すると定められており（同号証41ページ）、実際にこのような手続が履践されている。

ウ 浪江町拠点計画においては、特定復興再生拠点区域内の除染について、①特定復興再生拠点区域の避難指示解除又は安全な通行の確保に必要な範囲について実施すること（乙C第27号証の添付2・3ページ）、②除染等の措置等の実施とインフラ整備を一体的かつ効率的に実施するため、国、県及び町による全体連絡会の枠組みを組成し、全体の工程を工夫・調整すること（同6ページ）、③浪江町拠点計画、関係法令及び除染ガイドラインに従って、特定復興再生拠点区域において避難指示解除に必要な範囲について、国が土壌等の除染等の措置及び除去土壌の処理を行うこと（同14ページ）が定められており、国（環境省）が、浪江町拠点計画、福島特措法及び除染ガイドラインに基づき除染を実施することが明らかにされている。

エ 津島地区内の特別復興再生拠点区域については、「居住促進ゾーン」、「交流ゾーン」及び「農業再生ゾーン」の三つの区域にゾーニングされて整備計画が定められている。「居住促進ゾーン」及び「交流ゾーン」における除染の方針については、「自宅再建及び有効な土地利用を促進するため、ゾーン整備の最初の段階で除染、解体を実施」する、「保育所、小学校、中学校等の再開を目指し除染を行う。校舎とグラウンドの除染、整備等を同時に行い、地域の催事等に使えるようにする。」などとされており、「農業再生ゾーン」における除染の方針については、「農地の保全・管理を進

める組合等を設立する。設立することが確認された後、除染・解体等の措置を行う。」とされている。

(以上につき、乙C第27号証の添付2・10ページ)

オ 国(環境省)は、これらの方針に従って、平成30年12月から、浪江町の特定復興再生拠点区域について除染を実施しており、前記のとおり令和5年3月に特定復興再生拠点区域における避難指示が解除された。

### 3 特定復興再生拠点区域外とされた地域の整備について

国は、特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域の整備方針について、令和元年12月20日に閣議決定された「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針(乙C第32号証)において、「たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組む」との決意(同号証26ページ)を示した上で、「まずは、6町村(一審被告国注:帰還困難区域を抱える、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村)の特定復興再生拠点区域について、特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づき、避難指示解除に向けて、家屋等の解体・除染やインフラ整備を実施するとともに、買い物、医療・介護等の生活環境整備、鳥獣被害対策の強化等の帰還環境整備を進め」、「特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域については、環境放射線モニタリング等を確実に計画的に実施し、その結果を分かりやすく情報提供するとともに、それぞれの地域の実情や、土地活用の意向や動向等の現状分析、地方公共団体の要望等を踏まえ、避難指示の解除に向け、今後の政策の方向性について検討を進める。」(同ページ)との方針を示しており、かかる認識・方針の下で、まず、6町村の特定復興再生拠点区域の除染、整備を優先的に進めているところである。

また、令和3年8月31日に閣議決定された「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」(乙C第77号証)において、拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する基本的方針とし

て「拠点区域外の避難指示解除及び復興に向けて、地元と十分に議論しつつ、国は、施策の具体化を行う。そして、国は、2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、避難指示解除の取組を進めていく。」とした上で、「国及び地元自治体は、拠点区域外の住民の帰還に関する意向を個別に丁寧に把握した上で、帰還に必要な箇所を除染し、避難指示解除を行う。」、「拠点区域外を除染は、現在計画されている拠点区域の避難指示解除後、帰還意向確認等の状況を踏まえて、遅滞なく開始する。その際、帰還する住民の生活環境の放射線量を着実に低減させ、避難指示解除及び住民の安全・安心に万全を期すため、国は、除染の手法・範囲について、十分に地元自治体と協議しながら、検討する。」としており、令和5年2月に当該方針を具体化した福島復興再生特別措置法の改正案が国会に提出された。

#### 4 各行政区の除染の進捗状況と今後の見通しについて

津島地区は、八つの行政区に分かれているので、以下、各行政区について、特定復興再生拠点区域の設定の有無、除染の進捗状況及び今後の見通し等について明らかにする。

##### (1) 津島行政区

同行政区内の一部地域が特定復興再生拠点区域に設定され、約110万平方メートルが除染対象区域とされている。令和5年3月末までに、そのうちの約98万平方メートルについて、国（環境省）による除染が完了している。

引き続き除染が実施される予定である。

##### (2) 下津島行政区

同行政区内の一部地域が特定復興再生拠点区域に設定され、約58万平方メートルが除染対象区域とされている。令和5年3月末までに、そのうちの約51万平方メートルについて、国（環境省）による除染が完了している。

引き続き除染が実施される予定である。

##### (3) 南津島上行政区

同行政区内の一部地域が特定復興再生拠点区域に設定され、約45万平方メートルが除染対象区域とされている。令和5年3月末までに、そのうちの約36万平方メートルについて、国（環境省）による除染が完了している。

引き続き除染が実施される予定である。

#### (4) 南津島下行政区

同行政区内の一部地域が特定復興再生拠点区域に設定され、約57万平方メートルが除染対象区域とされている。令和5年3月末までに、そのうちの約54万平方メートルについて、国（環境省）による除染が完了している。

引き続き除染が実施される予定である。

#### (5) 羽附、赤宇木、手七郎及び大屋の各行政区

これらの行政区は、その全域が特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域であり、除染は実施されていない。ただし、浪江町拠点計画に基づき、これらの行政区内であっても、同計画で除染することとされている道路や特定復興再生拠点区域の外縁部分の一部については、国（環境省）による除染の実施が予定されている。

今後は、前記3のとおり、特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域についても、引き続き、避難指示の解除に向け、今後の政策の方向性について政府全体で検討が進められることとされている。

## 第4 除染の状況に関する結語

以上のとおり、国（環境省）は、福島第一発電所事故以降、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を低減させるため法制度の整備等を進め、関係地方公共団体等とともに被災地の除染に取り組んできた。

津島地区内の特定復興再生拠点区域については、福島特措法に基づく国（環境省）の除染が実施されてきたところであり、令和5年3月に避難指示が解除

された。また、特定復興再生拠点区域外の地域についても、帰還意向のある住民が帰還できるよう取組を進めていくとともに、残された土地・家屋等の扱いについても検討を進めるとされているところである。

## 第5 一審原告らの求釈明に対する回答

### 1 一審原告ら控訴審第9準備書面の第6の1に係る求釈明について

本件の争点との関連性がなく、かつ、仮定に基づくものであって、回答の要を認めない。

### 2 同準備書面の第6の2に係る求釈明について

一審被告国原審第43準備書面17及び18ページにおいて述べたとおり、「放射性物質汚染対処特措法の基本方針」（乙C第13号証）において、「追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト未満である地域については、次の目標を目指すものとする。」とした上で、その目標の一つとして「長期的な目標として追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下となること。」と定め、追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下になるよう目指すことを長期的な目標としている。この目標は、もとより、原子力安全委員会が平成23年7月19日に作成した「今後の避難解除、復興に向けた放射線防護に関する基本的な考え方について」（乙C第73号証）において示されていたものであり（同号証3ページ）、除染の実施による空間線量の低減のみならず、リスクコミュニケーションや啓発活動等を含めた放射線リスクの適切な管理といった対策を総合的に行うことによって達成されるべきものである。

### 3 一審原告ら控訴審第9準備書面の第6の3ないし5に係る求釈明について

いずれも本件の争点との関連性がなく、回答の要を認めない。

以 上



## 略称語句使用一覧表

略 称	基本用語	使用書面	ページ	備 考
10m盤	O. P. +10メートル	原審第21準備書面	10	
1990年勧告	国際放射線防護委員会 (ICRP) の1990年勧告	原審第12準備書面	8	
1992年勧告	国際放射線防護委員会 (ICRP) の1992年勧告	原審第12準備書面	22	
1999年勧告	国際放射線防護委員会 (ICRP) の1999年勧告	原審第12準備書面	23	
2007年勧告	国際放射線防護委員会 (ICRP) の2007年勧告	原審第12準備書面	7	
2008年試算	2008(平成20)年東電試算	原審第7準備書面	23	
35m盤	O. P. +35メートル盤	原審第34準備書面	5	
4省庁報告書	建設省、農水省、水産庁及び運輸省が策定した「太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査報告書」	第11準備書面	48	
4省庁報告書等	4省庁報告書及び7省庁手引	原審第28準備書面	9	
7省庁手引	建設省、農水省、水産庁、運輸省、国土庁、気象庁及び消防庁が策定した「地域防災計画における津波対策強化の手引き」	原審第11準備書面	49	
BEIR	米国科学アカデミー研究審議会の「電離放射線の影響に関する委員会」	原審第38準備書面	12	
DDREF	線量・線量率効果係数	原審第38準備書面	12	
IAEA	国際原子力機関	判決書	175	
ICRP	国際放射線防護委員会	判決書	175	
INES	国際原子力・放射線事象評価尺度	原審答弁書	20	

JAEA	日本原子力研究開発機構	原審第20準備 書面	16	
JNES	独立行政法人原子力安全基盤機構	判決書	49	
LSS	広島・長崎原爆被爆者の寿命調査	原審第38準備 書面	9	
M/C	高圧電源盤	原審第34準備 書面	7	
MCC	モーターコントロールセンター	原審第34準備 書面	7	
NUPEC	財団法人原子力発電技術機構	原審第17準備 書面	77	
O. P.	小名浜港工事基準面 (Onahama Peil)	判決書	28	
P/C	パワーセンター	判決書	31	
SPEEDI	緊急時迅速放射能影響予測ネットワー クシステム	原審答弁書	21	
T. P.	東京湾平均海面	原審第14準備 書面	18	
UNSCEAR	原子放射線の影響に関する国連科学委 員会	原審第38準備 書面	35	
UNSCEAR 2013年報告 書	国際科学委員会(UNSCEAR)の2 013年報告書の第1巻科学的付属書 A	原審第38準備 書面	36	
青木氏	原子力規制庁原子力規制部安全規制管 理官青木一哉氏	原審第11準備 書面	21	
朝倉式	朝倉良介氏らが「護岸を越流した津波 による波力に関する実験的研究」と題 する論文において公表した評価式	原審第23準備 書面	16	
阿部(1999)	1999年に発表された阿部氏の論文 「遡上高を用いた津波マグニチュード Mtの決定－歴史津波への応用－	原審第8準備 書面	84	
阿部氏	阿部勝征東京大学名誉教授・地震調査 研究センター所長	原審第20準備 書面	29	
阿部氏平成24 年検面調書	平成24年12月26日付け検察官面 前調書	原審第26準備 書面	48	

阿部氏平成25年検面調書	平成25年4月18日付け検察官面前調書	原審第26準備書面	49	
阿部博士	原子力規制庁技術参与阿部清治博士	原審第11準備書面	20	
安全系	原子炉施設における重要度の特に高い安全機能を有する系統	原審第5準備書面	26	
安全設計審査指針	発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針	判決書	24	
安全評価審査指針	発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針	原審第5準備書面	12	
伊方最高裁判決	最高裁判所平成4年10月29日第一小法廷判決・民集46巻7号1174ページ	判決書	82	
石橋論文	平成15年に公表された石橋克彦「史料地震学で探る1677年延宝房総沖津波地震」	控訴理由書	107	
一審原告ら	控訴人兼被控訴人（一審原告）	意見書（令和5年2月28日付け）	3	
一審原告ら控訴審第1準備書面	一審原告らの2022（令和4）年9月22日付け第1審原告ら第1準備書面	控訴審第1準備書面	5	
一審原告ら控訴審第6準備書面	一審原告らの2023（令和5）年1月12日付け第1審原告ら第6準備書面	控訴審第2準備書面	3	
一審原告ら控訴審第7準備書面	一審原告らの2023（令和5）年1月12日付け第1審原告ら第7準備書面	意見書（令和5年2月28日付け）	3	
一審原告ら控訴審第8準備書面	一審原告らの2023（令和5）年1月12日付け第1審原告ら第8準備書面	意見書（令和5年2月28日付け）	3	
一審原告ら控訴審第9準備書面	一審原告らの2023（令和5）年1月12日付け第1審原告ら第9準備書面	控訴審第3準備書面	5	
一審被告国	被控訴人	控訴理由書	16	
一審被告国控訴理由書	一審被告国の令和3年9月30日付け控訴理由書	控訴審第1準備書面	9	
一審被告国原審第13準備書面	一審被告国の平成30年3月2日付け原審第13準備書面	控訴審第1準備書面	11	

一審被告国原審第21準備書面	一審被告国の令和元年10月31日付け原審第21準備書面	控訴審第1準備書面	25	
一審被告国原審第40準備書面	一審被告国の令和2年11月30日付け原審第40準備書面	控訴審第1準備書面	25	
一審被告国原審第41準備書面	一審被告国の令和2年11月30日付け原審第41準備書面	控訴審第1準備書面	11	
一審被告東電	一審被告東京電力ホールディングス株式会社	控訴理由書	16	
茨城県波源モデル	「延宝房総沖地震津波の千葉県沿岸～福島県沿岸での痕跡高調査」において検討された延宝房総沖地震に係る波源モデル	原審第20準備書面	14	
今村・佐竹・都司論文	平成19年に公表された今村文彦・佐竹健治・都司嘉宣ら「延宝房総沖地震津波の千葉県沿岸～福島県沿岸での痕跡高調査」	控訴理由書	108	
今村教授	東北大学災害科学国際研究所所長・同研究所災害リスク研究部門津波工学研究分野今村文彦教授	原審第11準備書面	20	
大飯発電所	関西電力株式会社大飯発電所	原審第4準備書面	67	
大阪泉南アスベスト最高裁判決	最高裁判所平成26年10月9日第一小法廷判決・民集68巻8号799ページ	原審第2準備書面	1	
大竹名誉教授	東北大学名誉教授大竹政和氏	原審第16準備書面	3	
岡村委員	合同WG委員岡村行信氏	原審第20準備書面	77	
岡本教授	東京大学大学院工学系研究科岡本孝司教授	原審第7準備書面	38	
女川発電所	東北電力株式会社女川原子力発電所	原審第4準備書面	67	
小野氏	第3回溢水勉強会に出席していた小野祐二氏	控訴審第1準備書面	27	
海溝型分科会	長期評価部会の中に設置された、海溝型の地震の発生可能性等を検討する分科会	判決書	41	

改正福島特措法	第211回国会に提出されている福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)の一部を改正する法律案が成立した場合、当該法律案により改正された後の福島復興再生特別措置法	控訴審第3準備書面	15	
垣見マップ	平成15年に垣見俊弘らが作成した論文「日本列島と周辺海域の地震地体構造区分」において示された地震地体構造区分図	判決書	47	
笠原名誉教授	北海道大学笠原稔名誉教授	原審第11準備書面	20	
金戸氏	土木調査グループ金戸俊道氏	原審第20準備書面	13	
関西水俣病最高裁判決	最高裁判所平成16年10月15日第二小法廷判決・民集58巻7号1802ページ	原審第2準備書面	1	
起因事象	異常や事故の発端となる事象	原審第5準備書面	25	
技術基準	発電用原子力設備に関する技術基準	原審第4準備書面	75	
技術基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第6号)	原審第5準備書面	80	
基準津波	供用中に当該設計基準対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波	原審第21準備書面	21	
既設ケーブル	原子炉建屋等の建屋内の電源盤から機器への既設ケーブル	原審第34準備書面	14	
基本方針	放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針	原審第33準備書面	5	
木村意見書	木村証人の証言内容及び同証人作成の意見書	原審第38準備書面	7	
木村証人	木村真三氏	原審第38準備書面	7	
木村証人調書①	第24回口頭弁論期日調書と一体となる木村証人の証人調書	原審第38準備書面	7	
木村証人調書②	第30回口頭弁論期日調書と一体となる木村証人の証人調書	原審第38準備書面	7	

旧労基法	労働基準法（昭和47年法律第57号による改正前のもの。）	原審第2準備書面	15	
行訴法	行政事件訴訟法(昭和37年5月16日法律第139号)	原審第22準備書面	6	
緊急実施基本方針	原災本部が平成21年8月26日に定めた「除染に関する緊急実施基本方針」	原審第7準備書面	5	
区域外居住者	避難指示等対象区域及び自主的避難等対象区域以外の区域に居住する者	原審第12準備書面	2	
クロロキン最高裁判決	最高裁判所平成7年6月23日第二小法廷判決・民集49巻6号1600ページ	原審第2準備書面	1	
クロロキン最高裁判決等	宅建業者最高裁判決及びクロロキン最高裁判決	原審第2準備書面	1	
刑事事件	被告東電元役員らを被告人とする刑事事件	原審第20準備書面	7	
刑事判決	東京地方裁判所令和元年9月19日判決	原審第31準備書面	46	
原災法	原子力災害対策特別措置法（平成11年12月17日法律第156号）	原審第1準備書面	5	
原災本部	原子力災害対策本部	原審答弁書	23	
原賠審査会	原子力損害賠償紛争審査会	原審答弁書	24	
原賠法	原子力損害の賠償に関する法律	判決書	18	
合同WG	総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会地震・津波、地質・地盤合同ワーキンググループ	判決書	59	
国道43号・阪神高速道路騒音等公害訴訟控訴審判決	国道43号・阪神高速道路騒音等公害訴訟に係る大阪高等裁判所平成4年2月20日判決(判例時報1415号3ページ。)	原審第22準備書面	12	
国賠法	国家賠償法	判決書	18	

小笹氏	小笹晃太郎氏	原審第35準備書面	37	
後段規制	設計及び工事の方法の認可、使用前検査の合格、保安規定の認可及び施設定期検査までの規制	原審第1準備書面	18	
国会事故調	東京電力福島原子力発電所事故調査委員会	判決書	120	
最高裁昭和39年判決	最高裁判所昭和39年10月29日第一小法廷判決(民集18巻8号1809ページ。)	原審第22準備書面	6	
最高裁令和4年判決	最高裁令和4年6月17日第二小法廷判決(令和3年(受)第342号、令和3年(受)第1165号、令和3年(受)第1205号、令和4年(受)第460号)	控訴審第1準備書面	5	
最高裁令和4年判決(一審千葉地裁)	最高裁令和4年6月17日第二小法廷判決(令和3年(受)第1205号、一審千葉地裁)	控訴審第1準備書面	5	
酒井GM	土木調査グループマネージャー酒井博士(「酒井博士」と同義)	原審第20準備書面	13	
酒井博士	一般財団法人電力中央研究所原子力リスク研究センター研究コーディネーター酒井俊朗博士	原審第11準備書面	21	
佐々木氏	佐々木康人氏	原審第39準備書面	8	
佐々木ほか連名意見書	佐々木康人ほか16名による意見書(乙B第166号証)	原審第12準備書面	30	
佐竹教授	東京大学地震研究所地震火山情報センター長佐竹健治教授	控訴理由書	45	
佐竹ほか(2008)	佐竹健治氏、行谷佑一氏及び山木滋氏が平成20年に執筆した論文「石巻・仙台平野における869年貞観津波の数値シミュレーション」	原審第4準備書面	89	
佐藤氏	佐藤暁氏	原審第27準備書面	6	

佐藤氏意見書	佐藤氏が作成した意見書	原審第27準備書面	6	
佐藤氏の意見等	佐藤氏意見書並びに平成31年1月18日及び令和元年5月24日に実施された証人尋問での佐藤氏の証言	原審第27準備書面	6	
澤井氏	澤井祐紀氏	原審第28準備書面	16	
産総研	産業技術総合研究所	原審第28準備書面	16	
事故解析評価	事故防止対策に係る解析評価	原審第5準備書面	7	
事故由来放射性物質	福島第一発電所事故によって放出された放射性物質	原審答弁書	2	
「地震地体構造の同一性」に係る検討事項①	「地震地体構造の同一性」が認められるためには、既往地震としてメカニズムと発生領域がある程度特定され、モデルが設定できる地震が存在することを前提に検討する事項	原審第26準備書面	14	
「地震地体構造の同一性」に係る検討事項②	「地震地体構造の同一性」が認められるためには、当該地震を発生させたメカニズムを踏まえ、プレートの固着状況や堆積物(付加体)の状況等から当該地震が発生した領域と同一性、近似性が認められる領域を検討する事項	原審第26準備書面	14	
地震本部	地震調査研究推進本部	原審第4準備書面	44	
柴田氏	柴田義貞氏	原審第39準備書面	17	
島崎氏	島崎邦彦氏	原審第7準備書面	2	
重大事故等が発生した場合における著しい炉心損傷等	重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷	原審第5準備書面	82	
重大事故等	重大事故(炉規法43条の3の6第1項3号、実用炉規則4条)や重大事故に至るおそれがある事故	原審第16準備書面	28	
首藤名誉教授	東北大学首藤伸夫名誉教授	原審第11準備書面	20	



貞観津波	西暦869年に東北地方沿岸を襲った巨大地震によって東北地方に到来した津波	原審第4準備書面	90	
使用停止等処分	平成24年改正後の炉規法43条の3の23に基づき原子力規制委員会が保安のために必要な措置を命ずること	原審第5準備書面	48	
省令62号	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令(昭和40年6月15日通商産業省令第62号)	判決書	22	
昭和39年原子炉立地審査指針	昭和39年5月27日に原子力委員会によって策定された原子炉立地審査指針	原審第1準備書面	20	
昭和45年安全設計審査指針	昭和45年4月23日に原子力委員会によって了承された「軽水炉についての安全設計に関する審査指針について」	原審第1準備書面	20	
除染ガイドライン	除染等の措置に係るガイドライン	原審第33準備書面	16	
除染実施区域	除染実施計画の対象となる区域	原審第33準備書面	9	
除染実施計画	当該都道府県又は市町村内の当該区域に係る除染等の措置等の実施に関する計画	原審第33準備書面	9	
除染実施者	除染等の措置等の実施者	原審第33準備書面	9	
汚染状況重点調査地域	その地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について重点的に調査測定をすることが必要な地域	原審第33準備書面	9	
除染等の措置等	除染特別地域について、環境大臣が定めた当該除染特別地域に係る土壌等の除染等の措置並びに除去土壌の収集、運搬、保管及び処分	原審第33準備書面	7	
新規制基準	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	判決書	26	
審査ガイド	基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	原審第21準備書面	21	
新設ケーブル	高台に新設する非常用電源設備等から原子炉建屋までのケーブル	原審第34準備書面	14	

水質二法	公共用水域の水質の保全に関する法律 及び工場排水等の規制に関する法律	原審第2準備 書面		13
水質保全法	公共用水域の水質の保全に関する法律 (昭和45年法律第108号による改正 前のもの。)	原審第31準備 書面		13
推進地域	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防 災対策推進地域	原審第11準備 書面		113
設計上の想定津 波	設計基準として想定すべき津波	原審第28準備 書面		10
設置許可基準規 則	実用発電用原子炉及びその附属施設の 位置、構造及び設備の基準に関する規 則(平成25年原子力規制委員会規則 第5号)	原審第5準備 書面		80
専門技術的裁量	高度に専門的・技術的な判断に認めら れる裁量	原審第40準備 書面		3
総合基本施策	地震調査研究の推進について	原審第14準備 書面		6
その他の規制措 置	クロロキン最高裁判決における日本薬 局方からの削除や製造の承認の取消し の措置以外の規制措置	原審第2準備 書面		18
耐震設計審査指 針	発電用軽水型原子炉施設に関する耐震 設計審査指針	判決書		25
耐震バック チェック	耐震バックチェック指示を受けて被告 東電ほかの原子力事業者が行う評価や 同評価に係る規制側における審査	原審第20準備 書面		11
耐震バック チェック指示	保安院が、原子力事業者等に対し、福 島第一原発を含む既設の発電用原子炉 施設について、平成18年耐震設計審 査指針に照らした耐震安全性の評価を 実施し、その結果を報告することを求 めた指示	原審第20準備 書面		11
高尾氏	土木調査グループ課長高尾誠氏	原審第20準備 書面		13
高橋意見書	高橋秀人氏作成の意見書	原審第38準備 書面		16
高橋智幸教授	関西大学社会安全学部教授高橋智幸氏	原審第16準備 書面		16

宅建業者最高裁判決	最高裁判所平成元年11月24日第二小法廷判決・民集43巻10号1169ページ	原審第2準備書面	1	
宅建業法	宅地建物取引業法	原審第2準備書面	8	
建屋等の水密化	タービン建屋等の水密化及び非常用電源設備等の重要機器が設置された部屋等の水密化の措置	原審第23準備書面	4	
谷岡・佐竹論文	谷岡勇市郎、佐竹健治「津波地震はどこで起こるか 明治三陸津波から100年」(平成8年)	原審第17準備書面	36	
谷岡教授	北海道大学大学院理学研究院附属地震火山研究観測センター長谷岡勇市郎教授	原審第11準備書面	20	
筑豊じん肺最高裁判決	最高裁判所平成16年4月27日第三小法廷判決・民集58巻4号1032ページ	原審第2準備書面	1	
筑豊じん肺最高裁判決等	筑豊じん肺最高裁判決、関西水俣病最高裁判決及び大阪泉南アスベスト最高裁判決	原審第2準備書面	1	
千葉控訴審判決	最高裁令和4年判決(一審千葉地裁)の原審である東京高裁令和3年2月19日判決	控訴審第1準備書面	26	
千葉地裁判決(民事第3部)	千葉地方裁判所平成29年9月22日判決	原審第31準備書面	44	
千葉地裁判決(民事第3部及び民事第5部)	千葉地裁判決(民事第3部)及び千葉地裁判決(民事第5部)	原審第31準備書面	44	
千葉地裁判決(民事第5部)	千葉地方裁判所平成31年3月14日判決	原審第31準備書面	44	
中間指針	東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針	原審答弁書	24	
中間指針第一次追補	東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針追補(自主的避難等に係る損害について)	原審第12準備書面	1	

中間指針第二次追補	東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補（政府による避難区域等の見直し等に係る損害について）	原審第12準備書面	1	
中間指針第四次追補	東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第四次追補（避難指示の長期化等に係る損害について）	原審第12準備書面	1	
中間指針等	中間指針、中間指針第一次追補、中間指針第二次追補及び中間指針第四次追補	原審第12準備書面	1	
長期評価	地震本部が発表した宮城県沖地震や南海トラフの地震等を含む長期評価全般	控訴理由書	22	
長期評価の見解	平成14年長期評価の中で示された「明治三陸地震と同様の地震が三陸沖北部から房総沖の海溝寄りの領域内のどこでも発生する可能性があるとする見解」	原審第11準備書面	3	
長期評価信頼度	地震本部が平成15年3月24日に公表した「プレートの沈み込みに伴う大地震に関する長期評価の信頼度について」	控訴理由書	85	
追加被ばく線量	自然被ばく線量及び医療被ばく線量を除いた被ばく線量	原審第33準備書面	7	
通産省	通商産業省	控訴理由書	194	
津金氏	津金昌一郎氏	原審第39準備書面	21	
都司氏	都司嘉宣氏	原審第8準備書面	1	
津島地区	福島県双葉郡浪江町津島地区	判決書	17	
都司論文	平成15年に公表された都司嘉宣「慶長16年（1611）三陸津波の特異性」	控訴理由書	107	

津波PRA標準	日本原子力学会による規格「原子力発電所に対する津波を起因とした確率論的リスク評価に関する実施基準：2011」	原審第16準備書面	20	
津波担当部署	土木調査グループのほか、被告東電の土木技術グループ、建築グループ、機器耐震技術グループ等の津波評価及び津波対策担当部署	原審第20準備書面	25	
津波評価技術	社団法人土木学会原子力土木委員会津波評価部会が平成14年2月に刊行した「原子力発電所の津波評価技術」	原審第4準備書面	24	
津波評価技術2016	土木学会による「原子力発電所の津波評価技術2016」	原審第16準備書面	25	
津村博士	公益財団法人地震予知総合研究振興会地震防災調査研究部副首席主任研究員津村建四朗博士	原審第7準備書面	42	
鶴論文	成14年12月に公表された鶴哲郎ほか「日本海溝域におけるプレート境界の弧沿い構造変化：プレート間カップリングの意味」	控訴理由書	104	
電共研	電力共通研究	原審第28準備書面	10	
電事連	電気事業連合会	原審第17準備書面	77	
東京高裁今村証言	別訴（東京高裁平成29年（ネ）第2620号）における今村教授の証言	原審第20準備書面	20	
東京地裁判決	東京地方裁判所平成30年3月16日判決	原審第31準備書面	47	
東京電力株主代表訴訟	東京地方裁判所令和4年7月13日判決に係る訴訟（平成24年（ワ）第6274号損害賠償請求事件等）	控訴審第1準備書面	5	
東京電力株主代表訴訟の一審判決	東京地方裁判所令和4年7月13日判決（平成24年（ワ）第6274号損害賠償請求事件等）	控訴審第1準備書面	5	
東京電力津波調査報告書	「福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所における平成23年東北地方太平洋沖地震により発生した津波の調査結果に係る報告（その2）」	原審第23準備書面	5	
東電事故調査最終報告書	被告東電作成の平成24年6月20日付け「福島原子力事故調査報告書」	原審第4準備書面	98	

東電設計	東電設計株式会社	判決書		59
東電津波対応方針	耐震バックチェックに対する被告東電の対応方針	原審第20準備書面		28
東北電力	東北電力株式会社	原審第17準備書面		79
特定帰還居住区域	特定避難指示区域内の区域であって改正福島特措法17条の9第1項各号に掲げる条件のいずれにも該当するものうち、特定避難指示の解除による住民の帰還及び当該住民の帰還後の生活の再建を目指すもの	控訴審第3準備書面		15
特定帰還居住区域復興再生計画	特定避難指示の解除により住民の帰還及び当該住民の帰還後の生活の再建を目指すものの復興及び再生を推進するための計画	控訴審第3準備書面		15
特定避難指示	現に避難指示であって福島特措法4条4号ロに掲げる指示であるもの	原審第33準備書面		11
特定避難指示区域	特定避難指示の対象となっている区域	原審第33準備書面		12
特定復興再生拠点区域	特定避難指示区域内の区域であって福島特措法17条の2第1項各号に掲げる条件のいずれにも該当するものうち、特定避難指示の解除により住民の帰還を目指すもの	原審第33準備書面		12
特定復興再生拠点区域復興再生計画	特定復興再生拠点区域の復興及び再生を推進するための計画	原審第33準備書面		12
指定要件省令	汚染廃棄物対策地域の指定の要件等を定める省令(平成23年環境省令第34号)	原審第33準備書面		14
床次教授	床次眞司教授	原審第38準備書面		31
都道府県知事等	都道府県知事又は政令で定める市町村の長	原審第33準備書面		9
土木学会津波評価部会	土木学会原子力土木委員会津波評価部会	原審第35準備書面		10

土木調査グループ	被告東電原子力設備管理部新潟県中越沖地震対策センター土木グループ（土木調査グループを始めとする複数グループに改変されたため、時点を限らず表記を統一する。）	原審第20準備書面	13
泊発電所	北海道電力株式会社泊発電所	原審第4準備書面	67
名倉氏	原子力規制庁原子力規制部安全規制管理官付安全管理調査官名倉繁樹氏	原審第11準備書面	21
名古屋地裁判決	名古屋地方裁判所に係属していた同種訴訟(同裁判所平成25年(ワ)第2710号ほか)における判決	原審第25準備書面	5
浪江町拠点計画	浪江町長が作成した特定復興再生拠点区域復興再生計画	原審第33準備書面	20
西村氏	西村功氏	原審第18準備書面	16
二段階審査	具体的審査基準に不合理な点があるか否かを審査し(第一段階の審査)、更に同基準に適合するとした判断の過程に看過し難い過誤、欠落があるか否かを審査する(第二段階の審査)手法	原審第25準備書面	7
日本原電	日本原子力発電株式会社	原審第20準備書面	15
日本海溝・千島海溝調査会	中央防災会議に設置された「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会」	原審第11準備書面	49
日本海溝・千島海溝報告書	日本海溝・千島海溝調査会による報告	原審第11準備書面	49
日本気象協会	財団法人日本気象協会	原審第4準備書面	22
萩原マップ	平成3年に発行された萩原尊禮「日本列島の地震 地震工学と地震地体構造」で示された地震地体構造区分図	判決書	50
バックチェックルール	新耐震指針に照らした既設発電用原子炉施設等の耐震安全性の評価及び確認に当たっての基本的な考え方並びに評価手法及び確認基準について(平成18年9月20日原子力安全・保安院決定)	原審第17準備書面	24

浜岡発電所	中部電力株式会社浜岡原子力発電所	原審第4準備書面	67	
東通発電所	東京電力株式会社東通原子力発電所	原審第14準備書面	2	
非常用D/G	共用プール建屋の非常用ディーゼル発電機	原審第30準備書面	3	
非常用電源設備の高台設置	原告らが主張する35m盤の高台に非常用電源設備を設置し、常設のケーブルを敷設しておけば、福島第一発電所事故を回避できたはずである旨を主張する内容の結果回避措置	原審第34準備書面	5	
非常用電源建屋	35m盤に新設する非常用電源設備を収納する建屋	原審第34準備書面	6	
評価基準値	耐震設計時の判断基準となる民間規格・基準類で定められている値	原審第35準備書面	21	
評価値	原子炉の耐震設計における計算結果	原審第35準備書面	21	
深尾・神定論文	1980年に発表された深尾良夫・神定健二「日本海溝の内壁直下の低周波地震ゾーン」と題する論文	原審第8準備書面	34	
深尾・神定論文	深尾良夫・神定健二「日本海溝の内壁直下の低周波地震ゾーン」	原審第18準備書面	6	
福岡地裁判決	福岡地方裁判所令和2年6月24日判決	原審第40準備書面	45	
福島第一原発	福島第一原子力発電所	判決書	17	
福島特措法	福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)の一部を改正する法律による改正後の福島復興再生特別措置法	原審第33準備書面	11	
福島特措法施行規則	復興庁・環境省関係福島復興再生特別措置法施行規則(平成29年復興庁・環境省令第1号)	原審第33準備書面	13	
平穏生活権	地域社会という固有の環境の中で平穏に生活する権利	原審答弁書	8	



平成13年安全設計審査指針	平成13年3月29日に一部改訂がされた安全設計審査設計	原審第1準備書面	26	
平成13年耐震設計審査指針	平成13年3月29日に一部改訂がされた耐震設計審査指針	原審第1準備書面	27	
平成14年長期評価	平成14年7月31日付け「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」	控訴理由書	22	
平成18年耐震設計審査指針	平成18年9月19日に原子力安全委員会において新たに決定された耐震設計審査指針	原審第1準備書面	31	
平成20年試算	被告東電が平成20年に行った明治三陸地震の波源モデルを福島県沖に置いてその影響を測るなどの試算	原審第11準備書面	156	2008年試算(第7準備書面23ページ)のこと
平成20年試算津波	平成20年試算による想定津波	控訴理由書	30	
平成21年報告	平成21年9月に被告東電が保安院に対して行った貞観津波に関する知見を前提とした報告	原審第28準備書面	52	
平成24年改正前の炉規法	平成24年法律第47号による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原審答弁書	40	
平成2年安全設計審査指針	原子力安全委員会が平成2年8月30日に決定した「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針」	原審答弁書	14	
保安院	原子力安全・保安院	原審答弁書	16	
放射性物質汚染対処特措法	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法	判決書	158	

放射性物質汚染 対処特措法に基 づく基本方針	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法・基本方針	原審答弁書		
放射性物質汚染 対処特措法施行 規則	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成23年環境省令第33号）	原審第33準備 書面		10
放射線障害防止 法	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年6月10日法律第167号）	原審第1準備 書面		5
本件訴えの追加 的変更	一審原告ら控訴審第7準備書面及び一審原告ら控訴審第8準備書面において、予備的主張として新たな請求原因を追加していること	意見書（令和 5年2月28 日付け）		3
本件確認請求	原告らの請求の趣旨第1項の請求	原審第22準備 書面		5
本件各判決	宅建業者最高裁判決、クロロキン最高裁判決、筑豊じん肺最高裁判決、関西水俣病最高裁判決及び大阪泉南アスベスト最高裁判決	原審第2準備 書面		1
本件各評価書	「耐震設計審査指針の改訂に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所5号機耐震安全性に係る中間報告の評価について」及び「耐震設計審査指針の改訂に伴う東京電力株式会社福島第二原子力発電所4号機耐震安全性に係る中間報告の評価について」と題する保安院作成の評価書	原審第4準備 書面		94
本件事故	本件地震及び津波により福島第一原発に発生した事故	判決書		17
本件地震	平成23年3月11日午後2時46分頃、マグニチュード9.0の東北地方太平洋沖地震	原審答弁書		11
本件設置等許可 処分	内閣総理大臣が昭和41年から昭和47年にかけて行った福島第一発電所1号機ないし同発電所4号機の各設置（変更）許可処分	原審第1準備 書面		16
本件津波	平成23年3月11日に発生した本件地震に伴う津波	原審第11準備 書面		4

本件津波浸水予測図	日本気象協会が平成11年3月に全国の沿岸を対象とした津波浸水予測の調査結果を取りまとめ作成した「津波浸水予測図」	原審第4準備書面	22
本件放射線量低下請求	原告らの請求の趣旨第2項の請求	原審第22準備書面	5
マイアミ論文	被告東電の原子力技術・品質安全部員が平成18年7月に米国マイアミで開催された第14回原子力工学国際会議で発表した論文「日本における確率論的津波ハザード解析法の開発」	判決書	52
前橋控訴審判決	東京高等裁判所令和3年1月21日判決（前橋地裁平成29年3月17日判決の控訴審判決）	控訴理由書	36
松澤・内田論文	松澤暢、内田直希「地震観測から見た東北地方太平洋下における津波地震発生の可能性」（平成15年）	原審第18準備書面	8
松澤教授	東北大学大学院理学研究科附属地震・噴火予知研究観測センター長松澤暢教授	原審第8準備書面	65
松山氏	松山昌史氏	原審第26準備書面	32
無限鉛直壁	無限高さ又は十分高いことが明らかな高さの鉛直壁	原審第13準備書面	72
武藤副本部長	被告東電原子力・立地本部副本部長武藤栄氏	原審第20準備書面	25
山形地裁判決	山形地方裁判所令和元年12月17日判決	原審第31準備書面	44
山口教授	東京大学大学院工学系研究科山口彰教授	原審第7準備書面	41
山下センター長	被告東電原子力設備管理部新潟県中越沖地震対策センター長山下和彦氏	原審第20準備書面	25
横浜地裁判決	横浜地方裁判所平成31年2月20日判決	原審第31準備書面	48
吉田部長	被告東電原子力設備管理部長吉田昌郎氏	原審第20準備書面	25
炉規法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	判決書	20
渡辺意見書	渡辺氏の意見書	原審第13準備書面	53

渡辺氏	渡辺敦雄氏	原審第13準備 書面	53	
-----	-------	---------------	----	--